

—まちづくりにあなたの声を—

市民委員を募集!

市は、開かれた行政を推進するため、審議会の市民委員を次のとおり募集します。応募できるのは、国・地方自治体の議員および常勤の公務員以外の、市内在住・在勤・在学の人です。

応募書は、各課で配布または市HPからダウンロードすることもできます。意見書は様式自由・未発表のものに限ります。

図書館協議会

- ◆対象／6月1日現在で20歳以上の人
- ◆活動内容／平日の昼間に年3回程度、図書館の運営について提言など
- ◆任期／6月1日～（2年間）
- ◆募集人数／1人
- ◆募集方法／4月30日(必着)

までに、応募書と図書館活動に関する意見・提案を添えて、市立図書館（〒503-0911 室本町5-51、FAX78-2775、e-mail:tosyokan@city.ogaki.lg.jp）へ
◆問合せ／同図書館（☎78-2622）へ

公営企業等審議会

- ◆対象／4月1日現在で20歳以上の人
- ◆活動内容／平日の昼間に年5～7回程度、上下水道に関する重要事項について審議
- ◆任期／6月1日～（1年間）
- ◆募集人数／2人
- ◆募集方法／5月7日(必着)ま

までに、応募書と上下水道に関する意見・提案（400～800字程度）を添えて、水道課（〒503-8601 丸の内2-29、FAX81-0981、e-mail:suidouka@city.ogaki.lg.jp）へ
◆問合せ／同課（☎47-8679）へ

まちづくり市民活動育成支援推進委員会

- ◆対象／4月1日現在で18歳以上の人
- ◆活動内容／市民活動を支援する施策や助言について審議・助言
- ◆任期／7月1日～（2年間）
- ◆募集人数／3人以内
- ◆募集方法／5月17日(消印有効)

効)までに、応募書と市民活動をテーマとした意見・提案（400字程度）を添えて、市民活動推進課（〒503-8601 丸の内2-29、e-mail:shiminkatsudou@city.ogaki.lg.jp）へ
◆問合せ／同課（☎47-7169）へ

環境審議会

- ◆対象／7月1日現在で20歳以上の人
- ◆活動内容／平日の昼間に年3回程度、環境の保全に関する事項などについて調査・審議
- ◆任期／7月1日～（2年間）
- ◆募集人数／2人程度

◆募集方法／5月17日(消印有効)までに、応募書と環境をテーマとした意見・提案(400字程度)を添えて、環境衛生課(〒503-8601 丸の内2-29)へ
◆問合せ／同課(☎47-8563)へ

第9代

水の都おおがき親善大使を募集!

- ◆応募資格／県内在住・在勤・在学の18歳以上で、活動に対して勤務先・学校・家族などの同意が得られる男女
※未婚・既婚は不問。高校生やプロのモデル、他のキャンペーンスタッフなどと任期が重複する人は除く



大垣の魅力をPR♪

- ◆活動内容／観光キャンペーンや他都市との交流事業などに参加し大垣市の魅力をPRする
- ◆任期／8月3日の水都まつり～（2年間）
- ◆募集人員／3人（選考）
- ◆応募方法／4月15日～5月31日(必着)に、大垣観光協会で配布の申込書(同協会HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、カラー写真を貼付のうえ、同協会(〒503-0923 船町2-26-1 奥の細道むすびの地記念館内)へ
- ◆問合せ／大垣観光協会(☎77-1535)へ

海外研修派遣団員を募集

大垣国際交流協会は、フレンドリーシティの中国・邯鄲市とベルギー・ナミュール市への海外研修派遣団員を募集します。

①中国・邯鄲市研修派遣団員

- ◆対象／市内在住の小学5・6年生と中学生
- ◆派遣期間／7月28日(日)～8月2日(金) <6日間>
- ◆募集人員／9人(選考)
- ◆参加料／約7万5千円



文化交流をする派遣団員

②ベルギー・ナミュール市研修派遣団員

- ◆対象／市内在住の中学生
- ◆派遣期間／9月21日(土)～28日(土) <8日間>
- ◆募集人員／8人(選考)
- ◆参加料／約17万円

応募方法・問合せ

いずれも4月15日～5月12日に、申込書(同協会HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同協会(スイトピアセンター学習館2階)へ提出してください。
参加料のほかに、パスポート取得費用、海外旅行傷害保険料などの諸経費が必要となります。このほか、燃油価格の変動により、参加料を変更する場合があります。
詳しくは、同協会事務局(☎82-2311)へ。

浄化槽の設置に補助

市は、水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。なお、工事の着工前の申請と、今年度から申請前に補助金事前確認書の提出が必要になりましたので、ご注意ください。
詳しくは、環境衛生課(☎47-8547)へ。

今年度からの主な変更点

- ・個人が行う、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替えの場合、**宅内配管補助が追加**
- ・既設合併処理浄化槽の更新(入れ替え)などの場合、**補助が対象外**(経過措置あり)

- ◆対象浄化槽／50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
- ◆対象地区／大垣・墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	93万9,000円
21～30人槽	147万2,000円
31～50人槽	203万7,000円

- ◆対象建物／設置後の維持管理責任が明確な住宅・店舗・事務所など ※建売住宅・アパートの新築は除く
- ◆補助限度額／左下表のとおり ※現在、単独処理浄化槽を使用しており、同一敷地内に浄化槽を入れ替える場合は、撤去費分(上限9万円)を限度額に加算(建替を除く)。個人が行う宅内配管工事については、上限30万円を限度額に加算

取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください
【大垣地域】大垣メンテナンス(☎78-9086)
【上石津地域】<牧田・一之瀬地区>養清興業(☎32-0586)
<多良・時地区>中央清掃垂井営業所(☎22-0852)
【墨俣地域】中央清掃墨俣営業所(☎62-5266)
- ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
- ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理(法定検査、保守点検、清掃)を行ってください